

# 関市農業委員会総会議事録

場所：関市役所 6階大会議室

## ○議事日程

平成29年6月8日（木曜日）午前9時00分 開議

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について
- (6) 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について
- (7) 議案第6号 農地の買受適格証明に対する意見について
- (8) 議案第7号 農地改良許可申請について

## ○出席委員（30名）

|             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 2番 早川 誠一 君  | 3番 佐藤 久雄 君  | 4番 早川 清治 君  |
| 6番 佐藤 善一 君  | 8番 兼村 正美 君  | 9番 石木 治男 君  |
| 10番 後藤 利彦 君 | 11番 大澤 慶一 君 | 12番 八木 豊明 君 |
| 13番 杉山 徳成 君 | 14番 村井 由和 君 | 15番 山田 晴重 君 |
| 16番 亀山 浩 君  | 17番 安田 孝義 君 | 18番 篠田 泰道 君 |
| 19番 横井 文雄 君 | 20番 中島 利彦 君 | 21番 増井 賢一 君 |
| 22番 加藤政比古 君 | 23番 土屋 尊史 君 | 25番 野村 茂 君  |
| 26番 長屋 芳成 君 | 27番 日置 香 君  | 29番 相宮 千秋 君 |
| 30番 永井 博光 君 | 31番 岡田 忠敏 君 | 32番 伊佐地鐵夫 君 |
| 33番 川村 信子 君 | 34番 漆畑 和子 君 | 35番 岩田 幸子 君 |

## ○欠席委員（2名）

1番 早川 英雄 君                      7番 清水 宗夫 君

## ○委員以外の出席者

|              |         |              |         |
|--------------|---------|--------------|---------|
| 経済部長         | 永田 千春 君 | 農業委員会事務局長    | 西部 成敏 君 |
| 農業委員会事務局課長補佐 | 長屋 正彦 君 | 農業委員会事務局主任主査 | 田口 旭 君  |
| 洞戸事務所係長      | 山田 喜一 君 | 板取事務所係長      | 長尾 直志 君 |
| 武芸川事務所課長補佐   | 桜井 伸一 君 | 武儀事務所主任主査    | 丸山 典浩 君 |
| 上之保事務所主事     | 大野 千春 君 |              |         |

午前9時00分 開会

○事務局課長補佐（長屋正彦君）それでは、只今より農業委員会を始めさせていただきます。

初めに、市民憲章のご唱和をお願いします。ご起立ください。

（市民憲章を唱和）

○事務局課長補佐（長屋正彦君）ありがとうございます。ご着席ください。

佐藤会長よりご挨拶をお願いします。

○議長（佐藤善一君）私ごとではございますが、3月より入院生活を送り、委員の皆様方にはたいへんご迷惑をお掛けいたしました。まだまだ体調も万全ではありません。公式な場は、3月から初めてという事で、少し不慣れでご迷惑をお掛けすると思っております。3年間一緒に働いて来ました皆さん方とは7月19日までの残された1か月半程でございますが、4月の異動で新しく事務局に参られました皆さん共々最後まで精一杯頑張らせていただくつもりでございます。また、新聞に仲間の岡田委員さんが、春の叙勲で旭日小綬章を授章されました記事を読み、市のため農業のために岐阜県のトップとして頑張られましたその功績に対しての褒章だと思っておりました。遅くなりましたが、おめでとうでございます。今後の活躍をご祈念いたします。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）続きまして、経済部長の永田がご挨拶申し上げます。

○経済部長（永田千春君）本日は、事務局の勝手な都合で総会を1時間早めましたことをお詫び申し上げます。昨日から梅雨入りをし、皆さまの農業の方も田植えもひと段落されたのかなと思っております。6月5日より定例議会も始まり、7月20日からの新しい農業委員さんの任命について議会の同意を得たところでございます。7月20日には市長から辞令の交付をさせていただく予定でございます。議会の方の代表一般質問では、農業委員制度の改革や農業振興施策についての通告をいただいております。私も答談をさせていただく予定ですので、是非議会にもご注目していただければと思います。天候も不順な時期ですので、皆様方も体調には充分ご留意いただきまして、益々のご活躍をお願いいたします。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）本日の、欠席委員のご報告をさせていただきます。

1番早川英雄委員、7番清水委員の2名が欠席でございます。

○議長（佐藤善一君）ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。会議規則第8条により委員の過半数の出席により総会は成立しています。

次に、議事録署名委員の指名を行います。4番早川清治委員、8番兼村委員のお二人をお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので、審議を求めます。

議案は1ページからになります。

1番の案件 位置図は1ページになります。

所有権移転 申請地は、肥田瀬地内、富岡公民センターの南西230mほどに位置する農振農用地区域外である登記地目田、現況地目畑2筆322㎡。譲受人は、申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、多忙のため農業の管理が困難なため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというもの。3番の案件と同時許可になります。

5月19日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。

2番の案件 位置図は2ページになります。

所有権移転 申請地は、肥田瀬地内、富岡公民センターの東370mほどに位置する農振農用地区域外である登記地目田、現況地目畑4筆339㎡。譲受人は、申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、遠方で耕作もままならず、放置すると雑草が繁るため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというもの。

5月19日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。

3番の案件 位置図は3ページになります。

使用貸借権の設定 申請地は、肥田瀬地内、関中央病院の北東380mほどに位置する農振農用地である田4,672㎡。使用借人は、申請地を借り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。使用貸人は、多忙によりすべての農地を適切に管理することが困難なため、使用借人の申し出に応じ貸し付けるといふもの。1番の案件と同時許可になります。

5月19日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

4番の案件 位置図は4ページ、5ページになります。

所有権移転 申請地は、肥田瀬地内、島集会所の南西240mほどに位置する農振農用地である田2筆3,578㎡及び戸田地内、岐阜県魚苗センターの北西180mほどに位置する農振農用地である田1,768㎡。譲受人は、申請地を譲り受け、新規就農したいというもの。譲渡人の内1名は、後見人が財産管理をしているが、農地の管理が困難なため、申し出に応じ譲り渡すといふもの。もう1名は、親から相続した土地であるが、遠隔地に住んでいるので、管理耕作が困難なため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すといふもの。

5月19日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

5番の案件 位置図は6ページになります。

所有権移転 申請地は、倉知地内、山崎公民館の南西190mほどに位置する農振農用地である田1,184㎡。譲受人は、農業経営の拡大を図りたく、申請地にかかる譲渡人の所有権と自己の小作権との交換が合意に至ったといふもの。譲渡人は、当該申請地にかかる譲受人の小作権と、自己の所有権との交換が合意に至ったといふものです。

5月19日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

6番の案件 位置図は7ページになります。

所有権移転 申請地は、側島地内、側島公民館の北東560mほどに位置する農振農用地である田3筆3,623㎡。及び公民館の北東240mほどに位置する農振農用地である畑353㎡。及び農振農用地区域外である畑400㎡。及び公民館の南西40mほどに位置する農振農用地区域外である登記地目山林、現況地目畑92㎡譲受人らは、譲渡人の申し出に応じ、申請地を譲り受け、農地の維持管理を図るといふもの。譲渡人は、仕事の都合上、関市を離れることとなり、耕作距離が伸び、耕作が困難なため、親族である譲受人4名に贈与するといふもの。

5月19日に現地確認をしたところ、田、畑で農地性有りと確認しています。

7番の案件 位置図は8ページになります。

所有権移転 申請地は、富之保地内、武儀東小学校の南240mほどに位置する農振農用地区域外である田505㎡。譲受人は、譲渡人の申し出に応じ、申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、高齢になり農業経営が困難なため、農地を有効に活用してくれる譲受人に譲り渡すといふもの。

5月19日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

以上、所有権移転に関するもの6件、使用貸借権の設定に関するもの1件につきまして、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（佐藤善一君）事務局の説明が終わりましたので、担当委員から意見をお聞きします。

○2番（早川誠一君）1番の案件について、譲受人は申請地の北側の宅地・家を購入されることになり、段差もありその宅地からしか入ることが出来ない畑を、宅地とセットで購入することになりました。譲受人は、下限面積を満たしていないため、3番の案件ですが、親戚より大きな田を借りて、条件を満たして購入したといふものです。宅地と畑の間には用水も通っております。その辺りをしっかりしてもらえばということで、認めました。

2番と4番については、異議ありません。

○18番（篠田泰道君）4番の案件について、他の委員とも話合いましたが異議ありません。

- 10番（後藤利彦君）5番の案件について、異議ありません。
- 18番（篠田泰道君）6番の案件について、異議ありません。
- 19番（横井文雄君）7番の案件について、異議ありません。
- 議長（佐藤善一君）これより質疑を行います。質疑のある方はございますか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第1号について、原案のとおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第1号の7件を原案のとおり許可することといたします。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について。農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので、意見を求めます。

議案は5ページになります。

1番の案件 位置図は、9ページになります。

申請地は、上之保地内、船山谷川あらた橋の南東360mほどに位置する登記地目畑、現況地目畑一部宅地136㎡。申請人は、申請地の隣接に居住しており、申請地の一部を進入用道路として使用している。また駐車場が手狭になったため、駐車場としたい。さらに宅地の北側については、とても狭く、畑として利用できないため、庭としたいというもの。隣接農地の承諾書の添付があります。

5月19日に現地確認をしたところ、一部宅地であったため始末書の添付があります。農地の区分は、住宅、事業施設、公共施設等が連担する区域に近接するおおむね10ha未滿の農地等に該当するため、第2種農地と判断します。

以上1件について、ご審議をお願いします。

○議長（佐藤善一君）事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○23番（土屋尊史君）1番の案件について、異議ありません。

○議長（佐藤善一君）これより質疑を行います。質疑のある方はございますか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第2号の1件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について。農地法第5条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めます。

議案は6ページからになります。

1番の案件 位置図は、10ページになります。

所有権移転 申請地は、鋳物師屋1丁目地内、東新公民センターの南南東230mほどに位置する田44㎡。譲受人は、自宅敷地が手狭で、駐車場が狭いため、申請地を譲り受けて、駐車場として利用したいというもの。譲渡人は、親が亡くなり相続したが、相続税を支払うため、やむを得ず譲受人の申し出に応じ譲り渡すというもの。

5月19日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

2番の案件 位置図は、11ページになります。

所有権移転 申請地は、鋳物師屋1丁目地内、東新公民センターの南南東230mほどに位置する田45㎡。譲受人は、自宅敷地が手狭で、駐車場が狭いため、申請地を譲り受けて、駐車場として利用したいというもの。譲渡人は、親が亡くなり相続したが、相続税を支払うため、やむを得ず譲受人の申し出に応じ譲り渡すというもの。

5月19日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

3番の案件 位置図は、12ページになります。

所有権移転 申請地は、鋳物師屋笠屋土地区画整理事業施行地内、天神公民センターの南180mほどに位置する登記地目畑263㎡、現況地目宅地、仮換地面積194㎡。譲受人は、現在、賃貸住宅に居住しているが、手狭であるため、申請地を譲り受けて、一般個人住宅を建築したいというもの。譲渡人は、申請地を分譲用宅地に造成したので、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというもの。

5月19日に現地確認をしたところ、宅地と確認しています。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

なお、本案件につきましては、平成29年2月28日付けで農地法5条の許可を受け、許可目的を達成しているが、仮換地中のため登記地目が農地から宅地に変更できないため、今回申請するものであります。

4番の案件 位置図は、13ページになります。

所有権移転 申請地は、肥田瀬地内島集会所の西南西270mほどに位置する登記地目畑、現況地目畑一部雑種地、2筆562㎡。譲受人は、不動産業を営む業者で、申請地を譲り受けて、太陽光発電施設として利用したいというもの。譲渡人は、相続により取得したが、農地として管理することが困難なため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというもの。

5月19日に現地確認をしたところ、一部雑種地であったため、始末書の添付があります。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

5番の案件 位置図は、14ページになります。

所有権移転 申請地は、倉知地内倉知小学校の南西450mほどに位置する登記地目田、現況地目畑2筆564㎡。譲受人は、不動産業を営む業者で、申請地を譲り受けて、宅地分譲敷地として利用したいというもの。譲渡人は、相続により取得したが、居住地が遠方であることから農業を続けることが困難であるため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというもの。

5月19日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

6番の案件 位置図は15ページになります。

賃貸借権の設定 申請地は、倉知地内、下倉知公民館の西440mほどに位置する田2筆1,807㎡。賃借人は、砂利採取業を営む業者で、申請地を借り受けて、砂利採取及び搬出搬入路として利用したいというもの。賃借人らは、賃借人の申し出に応じ貸し付けるというもの。

5月19日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

本件は一時転用で、賃貸借の期間は、許可日から1年6ヶ月としています。

7番の案件 位置図は、16ページになります。

所有権移転 申請地は、下有知地内長良川鉄道関市役所前駅の南西330mほどに位置する登記地目田、現況地目畑396㎡。

譲受人は、現在の賃貸住宅が手狭になったため、申請地を譲り受けて、一般個人住宅として利用したいというもの。譲渡人は、相続により取得したが、多忙により農地として適切に管理することが困難なため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというもの。

5月19日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。隣接農地の承諾書の添付があります。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

事業計画変更申請の1番の案件と同時許可になります。

8番の案件 位置図は、17ページになります。

所有権移転 申請地は、小瀬地内瀬尻小学校の南160mほどに位置する登記地目田、現況地目畑650㎡の内325.22㎡。

譲受人は、申請地の近隣で、プラスチック金型設計・製作業を営んでおり、社用車を10台保有しているが、現在の駐車場では手狭なため、申請地等を譲り受けて、会社に駐車場として賃貸するというもの。譲渡人は、相続により取得したが、居住地が遠方であることから農地として適切に管理することが困難であるため、譲受人の申し出に応じ、申請地の一部を譲り渡すというもの。

5月19日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。農地の区分は、住宅、事業施設等が連担しているため、第3種農地と判断します。

9番の案件 位置図は、18ページになります。

所有権移転 申請地は、小瀬地内 瀬尻小学校の南160mほどに位置する登記地目田、現況地目畑650㎡の内323.63㎡。譲受人は、現在の住宅が手狭になったため、申請地を譲り受けて、一般個人住宅として利用したいというもの。譲渡人は、8番の案件と同一で、譲受人の申し出に応じ、申請地の一部を譲り渡すというもの。

5月19日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。農地の区分は、住宅、事業施設等が連担しているため、第3種農地と判断します。

10番の案件 位置図は、19ページになります。

使用貸借権の設定 申請地は、広見地内東海環状自動車道関広見ICの南東500mほどに位置する田431㎡。使用借人は、現在、賃貸住宅に居住しているが、手狭であるため、義父から申請地を無償で借り受けて、一般個人住宅として利用したいというもの。使用貸人は、使用借人である娘婿の申し出に応じ貸し付けるというもの。

5月19日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。農地の区分は、住宅、事業施設、公共施設等が連担する区域に近接するおおむね10ha未満の農地等に該当するため、第2種農地と判断します。賃貸借の期間は、許可日から40年間としています。

11番の案件 位置図は、20ページになります。

所有権移転 申請地は、小屋名地内小金田中学校の南90mほどに位置する田401㎡。譲受人は、不動産業を営む業者で、申請地を譲り受けて、分譲住宅として造成したいというもの。譲渡人は、耕作が困難であるため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというもの。

5月19日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。隣接農地の承諾書の添付があります。農地の区分は、住宅、事業施設等が連担しているため、第3種農地と判断します。

12番の案件 位置図は、21ページになります。

所有権移転 申請地は、側島地内側島公民館の北150mほどに位置する畑307㎡。譲受人は、申請地より北西へ約1kmの場所で、自動車板金塗装業を営む業者で、敷地に余裕がなく、修理車の置き場が不足し大変苦勞している。当該申請地の東側に工場もあることから、申請地を譲り受けて、修理車置き場として利用したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというもの。

5月19日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。隣接農地の承諾書の添付があります。農地の区分は、住宅、事業施設等が連担しているため、第3種農地と判断します。

13番の案件 位置図は、22ページになります。

所有権移転 申請地は、富之保地内武儀生涯学習センターの南西190mほどに位置する登記地目田、現況地目雑種地2筆118.91㎡。譲受人は、父より申請地の贈与を受けて、申請地と隣接宅地と一体利用し、一般個人住宅として利用したいというもの。譲渡人は、譲受人である息子の申し出に応じ譲り渡すというもの。

5月19日に現地確認をしたところ、雑種地であったため、始末書の添付があります。農地の区分は、住宅、事業施設、公共施設等が連担する区域に近接するおおむね10ha未満の農地等に該

当するため、第2種農地と判断します。

14番の案件 位置図は、23ページになります。

所有権移転 申請地は、上之保地内船山谷川横平橋の南東90mほどに位置する田128㎡。譲受人は、申請地の隣接地で両親と同居しているが、現在の庭・駐車場が手狭なため、父より申請地の贈与を受けて、一般個人住宅（庭・駐車場）として利用したいというもの。譲渡人は、多忙により農地を適切に管理することが困難であるため、譲受人である娘の申し出に応じ譲り渡すというもの。

5月19日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。農地の区分は、住宅、事業施設、公共施設等が連担する区域に近接するおおむね10ha未満の農地等に該当するため、第2種農地と判断します。

15番の案件 位置図は、24ページになります。

所有権移転 申請地は、洞戸小坂地内小坂集会所の南東90mほどに位置する登記地目畑、現況地目雑種地6.61㎡。譲受人は、申請地の隣接地で、セラミックの形成・加工業を営んでる業者で、製品の積み下ろしのため、申請地を譲り受けて、運搬車両の駐車場として利用したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ、申請地を譲り渡すというもの。

5月19日に現地確認をしたところ、雑種地であったため、始末書の添付があります。農地の区分は、住宅、事業施設等が連担している農地のため、第3種農地と判断します。

以上、所有権移転に関するもの13件、使用貸借権の設定に関するもの1件、賃貸借権の設定に関するもの1件、計15件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（佐藤善一君）事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○2番（早川誠一君）1番、2番、3番、4番の案件について、異議ありません。

○10番（後藤利彦君）5番、6番の案件について、異議ありません。

○11番（大澤慶一君）7番の案件について、異議ありません。

○13番（杉山徳成君）8番、9番の案件について、異議ありません。

○14番（村井由和君）10番の案件について、異議ありません。

○16番（亀山浩君）11番の案件について、異議ありません。

○18番（篠田泰道君）12番の案件について、異議ありません。

○19番（横井文雄君）13番の案件について、異議ありません。

○23番（土屋尊史君）14番の案件について、異議ありません。

○25番（野村茂君）15番の案件について、異議ありません。

○議長（佐藤善一君）これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第3号の15件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第4号 事業計画変更申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について。農地転用許可後の事業計画変更申請がありましたので、意見を求めます。

議案は12ページになります。

1番の案件 位置図は25ページになります。

所有権移転 事業者変更 申請地は、下有知地内長良川鉄道関市役所前駅の南西330mほどに位置する登記地目田、現況地目畑396㎡。当初事業計画者は、平成10年5月28日に5条許可にて、一般個人住宅を計画したが、経済的事情により計画が滞る中、当初事業者が死亡し、相続人

も経済的事情により事業ができないというもの。変更後の事業計画者は、現在の住まいが手狭であるため、継承人より申請地を譲り受けて、一般個人住宅として利用したいというもの。

5月19日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りを確認しています。隣接農地の承諾書の添付があります。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

5条申請の7番の案件と同時許可となります。

以上1件のご審議をお願いいたします。

○議長（佐藤善一君）事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○11番（大澤慶一君）1番の案件について、異議ありません。

○議長（佐藤善一君）これより質疑を行います。質疑のある方はございますか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第4号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第4号の1件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第5号 農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）議案第5号 農用地利用集積計画の承認について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。

議案は13ページからになります。

賃貸借権の設定に関するものについて、更新6筆、4件。新規1筆、1件の承認を求められております。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地目は、田が、4筆3,778㎡、畑が、2筆3,432㎡。地区は、武芸川町跡部、宇多院、東田原、側島地区の4地区。設定を受ける方、(有)むげがわ農産外3者です。

以上、農用地利用集積計画の承認につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（佐藤善一君）事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございますか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第5号について、原案のとおり承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第5号の5件について、原案のとおり承認することといたします。

次に、議案第6号農地の買受適格証明に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）議案第6号 農地の買受適格者証明に対する意見について。民事執行規則第33条の規定に基づき、下記農地の買受適格証明願いがあったので、意見を求めます。

議案は14ページになります。

1番の案件 位置図は、26ページになります。申請地は、武芸川町八幡地内、武芸川事務所の南東140mほどに位置する農振農用地区域外である畑224㎡、田663㎡。申請人は、競売地を取得して、農業経営の拡大をしたいというもの。競売の入札期間は、平成29年7月4日から7月11日までです。

5月19日に現地確認をしたところ、田、畑で農地性有りを確認しています。

2番の案件 申請地は、1番の案件と同じであります。申請人は、競売地を取得して、太陽光発電施設として利用したいというもの。

3番の案件 申請地は、1番の案件と同じであります。申請人は、競売地を取得して、太陽光発電



電施設として利用したいというもの。

4番の案件 申請地は、1番の案件と同じであります。申請人は、競売地を取得して、太陽光発電施設として利用したいというもの。

以上4件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（佐藤善一君）事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第6号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第6号の4件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第7号 農地改良許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）議案第7号 農地改良許可申請について。農地改良指導要綱の規定により、下記の農地の申請がありましたので、審議を求めます。

議案は15ページになります。

1番の案件 位置図は、27ページになります。

申請地は、下白金地内、下白金公民センターの南西140mほどに位置する農振農用地区域外である田163㎡。申請地は、敷高が周囲より低いため、降雨後は水か溜まり大変苦勞している中、第三者より耕作可能な良質な土搬入の打診があったため、申し出を受け、周囲と同じ敷高となるよう1m埋め立てし、畑地とするもの。

5月19日に現地確認をしたところ、田で農地性有りを確認しています。農地改良の期間は、許可日より1か月としております。

以上1件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（佐藤善一君）事務局の説明が終わりましたので、担当委員から意見をお聞きします。

○17番（安田孝義君）1番の案件について、異議ありません。

○議長（佐藤善一君）これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第7号について、原案のとおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第7号の1件を原案のとおり許可することといたします。

以上で議案の審議はすべて終了いたしました。

その他について事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）次回総会は、7月7日（金）午前10時から、同会議室で行います。

○議長（佐藤善一君）質問等ある方はございませんか。

○23番（土屋尊史君）個人でドローンを使ってサル等を追い払った場合に、鳥獣害の補助金で半額とか5万円とか出ないか要望です。

○事務局長（西部成敏君）ドローンにつきましては、今回の一般質問でも出ておりました補助金がないかという事で、県と市に補助金はあります。ただし、ドローンの種類によっては、許可を取るのが難しいということです。大きくなりますと、研修を受けたりしなければならない。そういう事を周知していただき、それでもという事なら今後進めていきたいと思いますが、来年度の予算からになりますし、こちらでまた検討していきます。

○議長（佐藤善一君）それでは、委員さんの中で次の任期も続けてやっていただける方が10名おみえになります。19名の農業委員の中に10名の方が現職という事ですので、またスムーズな運営をして

いただけることを期待しておりますし、それぞれ力を発揮していただきますようお願いいたします。これをもちまして閉会といたします。ご苦勞様でございました。

午前10時6分 閉会

本日の議会の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 関市西神野1665番地

⑩

---

4 番 関市迫間2918番地1

⑩

---

8 番 関市坂下町47番地

⑩

---